

令和5年5月30日  
総務省政策統括官(統計制度担当)

# 諮問の概要

## (農林業センサスの変更)

# 1 農林業の産業構造に関する統計調査

基幹統計調査

## 農林業センサス（農林水産省・5年周期）

【次回：令和7年】

今回（令和5年5月）の諮問案件

- 農業又は林業を営む全ての経営体（世帯・事業所）や、市区町村、農業集落を対象に、経営体の活動状況、面積、地域活動の状況等について調査

一般統計調査

## 農業構造動態調査

（農林水産省・農林業センサス実施年以外の中間年について毎年）

- 農業経営体（個人経営体約29,000、団体経営体約12,000）を対象に、経営体の活動状況等について調査

## 集落営農実態調査

（農林水産省・毎年調査）

- 市区町村を対象に、集落営農数、集落営農の活動状況等について調査

（注）「集落営農」とは、集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織をいう

## 新規就農者調査

（農林水産省・毎年調査<sup>（注）</sup>）

- ① 個人経営体（約38,000）を対象に、農業従事者の状況等を調査
- ② 団体経営体（約4,300）を対象に、新規雇用者の状況等を調査
- ③ 農業委員会等（約1,800）を対象に、新規参入者の状況等について調査

（注）農林業センサスと対象期間が重なるときは、同センサスで把握する調査事項は調査しない

## 2 農林業センサスの概要（前回調査・令和2年）

### 調査の目的

我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業に関する諸統計調査の実施のために必要な基礎資料を整備する。

調査実施課

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 センサス統計室

### 調査の概要

調査周期

5年

調査期日

R2.2.1現在

結果公表

概要：R2.11末

詳細：R3.3末以降、順次

	農林業経営体調査票	農山村地域調査票 (市区町村用)	農山村地域調査票 (農業集落用)	
調査対象 ・報告者数	農林業経営体（注1） 約112万【全数】	市区町村 約1,900【全数】	農業集落 約14万【全数】	
調査事項	世帯の状況、労働力、経営耕地面積・ 育林面積、農林産物の販売、農林業 作業の受託状況 等	総土地面積、 林野面積	地域活動の実施状況、地域資源の 保全状況 等	
実施期間	R1.12.15～R2.2.28	R2.1.15～2.28	R1.12.1～R2.2.28（注2）	
経由機関	都道府県・市区町村	地方農政局等	民間事業者	地方農政局等
調査方法	調査員・オンライン・職員	郵送・オンライン	郵送・オンライン	調査員・職員

（注1）

「農林業経営体」とは、一定の規模以上で、農業又は  
林業を営む農家・林家や法人等をいう。

（注2）

上記期間で未回収の調査票については、地方農政局  
等経由の調査員調査で回収（R2.4.1～6.30）

# 3 調査結果の利活用状況

## 行政施策上の利用

- 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づく「食料・農業・農村基本計画」（直近は令和2年3月31日閣議決定）や、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）に基づく「森林・林業基本計画」（直近は令和3年6月15日閣議決定）の策定の際の基礎資料として利用
- 地方公共団体における農林業施策の企画・立案の基礎資料として利用

## 財政上の利用

- 地方交付税法（昭和25年法律第211号）に基づく普通地方交付税算定のための測定単位として、農家（経営体）数、森林面積等を利用
- 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）に基づく森林環境譲与税の譲与基準として、私有林人工林面積及び林野率を利用

## 他の統計調査の母集団情報として活用

- 農林業センサスで得られた情報を、農業経営統計調査（基幹統計調査）や農業構造動態調査（一般統計調査）等の母集団情報として活用

# 4 主な変更事項（農林業経営体調査票①）

## （1）調査票全体のレイアウト見直し

### 前回調査

労働力関連の調査事項の拡充等に伴う調査票の頁増加を抑制するため、農業と林業の類似項目については、林業について、独自に回答欄を設けず、農業項目として設けられた回答欄を、報告者において、林業に読み替えて記入するよう求めた。

### 課題

読み替え方式の導入により、報告負担が増したという意見が多数  
報告誤り・記入漏れ等が多数発生することで市町村における事務負担も大幅に増加

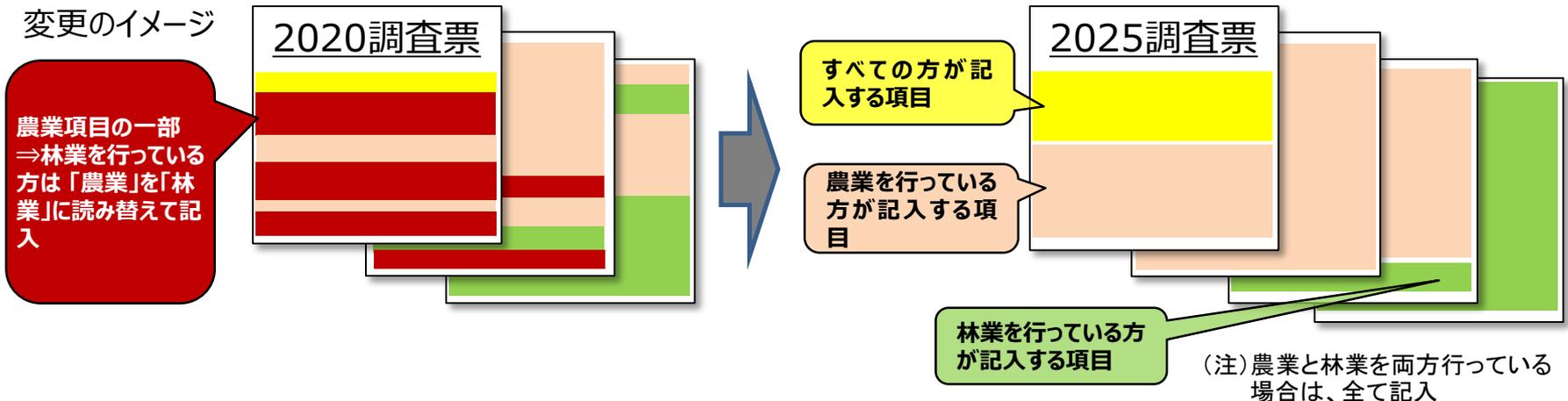
### 変更案

読み替え方式を取りやめ、調査事項の区分ごとに

- すべての方が記入する項目
- 農業を行っている方が記入する項目
- 林業を行っている方が記入する項目

と明示の上、記入しやすい調査票となるようレイアウトを全面的に見直し

※ 変更のイメージ



# 4 主な変更事項（農林業経営体調査票②）

## （2）労働力の調査事項の整理

農林業に従事する労働力について、前回調査では、個人ごとの状況把握の範囲を拡大  
 → 報告負担の増加に加え、記入漏れが多数発生することで市区町村の審査事務負担が大幅に増加  
 → 個人ごとの把握を、農業の経営内部の労働力に限定した上で、把握事項を整理

### 【労働力に関する主な調査事項の変遷】

		前々回調査（2015年）	前回調査（2020年）	変更案（2025年）
農作業	経営内部	<u>【家族】 個人ごとの把握（世帯主との続柄、性別、出生年月、従事日数等）</u> 【組織】 男女別×従事日数階級別人数	・個人ごとの把握（性別、出生年月、従事日数等） ※個人経営体については、世帯主との続柄も把握	・個人ごとの把握（性別、出生年月、従事日数等）
	常雇い	・男女別×年齢階級別人数 ・男女別×従事日数の合計	・個人ごとの把握（性別、出生年月）（農業生産関連事業を含めて把握） ・男女別×従事日数の合計	・男女別×年齢階級別人数 ・男女別×従事日数の合計
	臨時雇い	・男女別人数 ・男女別×従事日数の合計	・男女別人数 ・男女別×従事日数の合計	・男女別人数 ・男女別×従事日数の合計
農業生産関連事業	経営内部	—	・個人ごとの把握（性別、出生年月、従事日数） ※個人経営体については、世帯主との続柄も把握	・男女別人数 ・うち、農作業に従事しなかった人数
	常雇い 臨時雇い	—	・男女別人数 ・男女別×従事日数の合計	・男女別人数 ・うち、農作業に従事しなかった人数
林業作業	経営内部	・男女別×従事日数階級別人数（換算）	・個人ごとの把握（性別、出生年月、従事日数等） ※個人経営体については、世帯主との続柄も把握	・男女別×従事日数階級別人数（換算）
	常雇い	・男女別人数 ・男女別×従事日数の合計 ・150日以上従事した人数（臨時雇いと合算）	・個人ごとの把握（性別、出生年月） ・男女別×従事日数の合計 ・150日以上従事した人数（臨時雇いと合算）	・男女別×年齢階級別人数 ・150日以上従事した人数（臨時雇いと合算）
	臨時雇い	・男女別人数 ・男女別×従事日数の合計	・男女別人数 ・男女別×従事日数の合計	・男女別人数

（注1）下線を付している調査事項は、少なくとも前々回から継続しているもの

（注2）2015年の「家族」は家族経営体（現行の個人経営体に相当）、「組織」は組織経営体（現行の団体経営体に相当）

（注3）「個人経営体」とは、個人（世帯）で事業を行う経営体をいう（法人化して事業を行う世帯は含まない）

「団体経営体」とは、会社形態など個人経営体以外の経営体をいう。

・経営内部の労働力のうち「経営主」に関する事項を集約  
 ・個人経営体において把握していた世帯員の男女別合計人数（作業従事の有無を問わない）について、年齢階級別に詳細化  
 ・個人経営体における世帯主との続柄を削除

## 4 主な変更事項（農林業経営体調査票③）

### （3）調査事項の追加

主な追加事項	追加理由
➤ 農産物等の輸出の有無、販売金額に占める輸出額の割合	「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（直近では令和4年12月改定／農林水産業・地域の活力創造本部決定）の進捗・評価の指標として必要 ※令和5年2月20日に答申が採択された「漁業センサス」においても同様の追加
➤ 有機農業に取り組んでいる耕地の実面積	「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日／みどりの食料システム戦略本部決定）の進捗・評価の指標として必要
➤ 過去1年間に立木を販売した実面積	「森林・林業基本計画」（直近は令和3年6月15日・閣議決定）に記載された再生林の促進に関する進捗・評価の指標として必要

### （4）調査事項の削除

主な削除事項	削除理由
➤ 集落営農組織への参加の有無等	想定していた行政上の利活用が見込まれず、報告者の負担を考慮するため
➤ 青色申告の継続年数	青色申告の実施状況については、本センサスで別途把握しており、継続年数（1年～4年の各年と「5年以上」の5区分）についてまで把握するニーズが低いため

## 4 主な変更事項（農林業経営体調査票④）

### （5）調査方法の変更

	前回調査（注1）	変更案
配布	調査員、職員	調査員、職員
収集	調査員、職員 オンライン（ <a href="#">政府統計共同利用システム（e-survey）</a> ）	調査員、職員 オンライン（ <a href="#">農林水産省共通申請サービス（eMAFF）</a> ）（注2） <a href="#">郵送</a>

（注1）

前回調査では、家畜伝染病の発生・まん延等に起因し、調査員等の訪問が困難な場合に限定して、郵送による配布・収集を行うことができたこととしていた。

（注2）

eMAFFとは、農林水産省が所管する法令に基づく各種申請・届出・報告に関する一括システム  
農林水産省に対する手続だけでなく、農林水産省が所管する法令に基づく地方公共団体に対する手続についても包括的にカバーするもの

### （6）集計事項の変更等

- ・調査事項の変更に伴う変更や、利活用ニーズを踏まえた見直し等
- ・個人経営体の集計区分（主副業別）の見直し（➡次ページの別紙参照）

## 《別紙》 個人経営体の集計区分（主副業別区分）の見直し

令和3年度に「農業経営統計調査」の変更に係る答申が採択された際、農林業センサスにおける個人経営体の集計区分（主副業別区分）について、「**農業従事者が65歳以上になれば、農業所得の多寡にかかわらず、副業的経営体に区分されてしまうことについて、適切な区分を検討すべき**」旨の指摘

（「農業経営統計調査の審議を契機とする部会長メモ」（R3.7.30川崎産業統計部会長）

⇒ これを踏まえ、今回の計画変更に合わせて、以下のとおり区分を変更

### 現行

区分指標		自営農業に60日以上従事している 65歳未満の世帯員	
		いる	いない
経営体の所得全体に占める 農業所得の比率	50%以上	主業経営体	副業的経営体
	50%未満	準主業経営体	



### 変更案

区分指標		
経営体の所得全体に占める 農業所得の比率	50%以上	農業所得主経営体
	50%未満	農外所得主経営体

※ 年齢は区分指標にはしない。

なお、「農業所得主経営体」「農外所得主経営体」のいずれにおいても、集計の際、65歳未満等の内訳を設ける。

# 4 主な変更事項（農山村地域調査票（農業集落用）①）

## （1）母集団名簿の作成方法、報告者の選定方法の変更

### 前回調査

市区町村からの情報提供を受けて、地方農政局等が、地域の実情に精通する者（農業集落精通者）の名簿を作成

#### 《実績》

全国14万集落のうち、  
① 5万集落については、市区町村から「農業集落精通者」の情報が得られず  
② 情報が得られた9万集落についても、1.5万集落は、非農家等により回答が得られず

↓  
6.5万集落について、地方農政局等の職員が、農業関係団体等から当該情報を入手して調査を実施するほか、集落を直接訪問する等して、実地に情報把握

### 課題

これまでの方法では、的確な農業集落精通者の把握が困難となっている状況の中、同様の方法による調査継続が困難

↓  
効率的で有効な母集団名簿の作成・報告者の選定方法への改善が必要

### 変更案

農林業経営体調査票の客体候補名簿の情報を令和7年調査の調査実績及び行政記録情報等により整備

↓  
以下の優先順位で、農業集落精通者と考えられる者を、集落ごとに1人選定（注）

- ① 自治会長・行政区長等
- ② 世帯で一定規模の農業を営む個人（個人経営体又は一戸一法人）のうち、経営耕地面積が大きい者
- ③ ①②以外の個人で経営耕地面積が大きい者

（注）選定された報告者が調査事項の全てを回答できない場合には、その都度優先順位に従って、別の報告者を1人選定。

#### 《参考》農業集落とは

日本全域について、行政区域や農業生産面・生活面における共同活動の状況などを勘案して、各市区町村を一又は複数に分ける地域区分。実際に農業が行われているか否かにかかわらず、国内の全ての地域は、いずれかの「農業集落」に属するように設定されている。

農業集落が設定されたのは、昭和30年（1955年）であり、昭和45年（1970年）に農業集落の概念を踏まえて範囲の見直しを行っている。その後は、農林業センサスの都度、市区町村で区画整理が行われた場合などにより修正を加える場合があるものの、大きな変更はなされていない。

## 4 主な変更事項（農山村地域調査票（農業集落用）②）

### （2）前記（1）の変更に伴う変更等

	前回調査		変更案
対象地域	全国の農業集落 《除外地域》 ○ 全域が市街化区域とされている農業集落		全国の農業集落 《除外地域》 ① 全域が市街化区域とされている農業集落 ② 農林業経営体調査客体候補一覧表に登載された者がいない農業集落
経由機関	民間事業者	地方農政局等	民間事業者
調査方法	郵送・オンライン	調査員・職員	郵送・オンライン （必要に応じ、民間事業者の調査員が対応）
調査期間	R1.12.1～R2.2.28（注） ※農林業経営体調査票の調査と同時に実施		R7.10.1～12.31 ※農林業経営体調査票の調査（R6.12～R7.2）の実施後に行う客体候補名簿の更新（R7.6まで）を経て、報告者選定・調査実施
公表区分	概要・詳細の二段階公表		詳細公表のみ

（注）上記期間で未回収の調査票については、地方農政局等経由の調査員調査で回収（R2.4.1～6.30）

## 4 主な変更事項（その他の変更）

### ● 農山村地域調査票（市区町村用）

	前回調査	変更案
調査系統	農林水産省 – <u>地方農政局等</u> – 報告者 (市区町村)	農林水産省 – 報告者 (市区町村)
(変更理由)	調査事務の本省直轄化による地方農政局等の業務負担の軽減（郵送・オンライン調査には変更なし）	

### ● 各調査票共通

	前回調査	変更案
公表の方法	インターネット、 <u>印刷物</u> 、閲覧	インターネット、閲覧
(変更理由)	データの利活用上、インターネット提供により支障はなく、一方で、報告書作成時の膨大な労力の負担軽減	

※ 今回の申請では、上記に掲げた変更以外にも、調査計画の記載の明確化や適正化を図るための形式的な変更が含まれている。

## 5 前回答申（平成30年8月28日付け統計委第9号）で示された課題

### ○ 客体候補名簿（注）の情報の有効活用 等

（注）本調査の対象になる「農林業経営体」に該当するか否かを判別する際に作成される名簿  
農林業経営体に該当しない小規模な農家や林家についての情報も含まれる

# 6 今後の手続についての整理（農林業経営体調査票）

## 県別項目の取扱いの明確化

### 【県別項目の必要性】

- 農林業経営体調査票では、農林業の地域性を踏まえ、各地域の小地域統計の充実を図るため、平成7年（1995年）調査から、全国共通の調査事項のほか、都道府県の要望に応じて、都道府県別の調査事項を設定（以下「県別項目」という。前回調査においては各県とも上限5項目）



### 【現状の取扱い】

- 県別項目についても、他の調査事項と同様、集計されているが、全国共通の調査事項が確定したことを受けて、都道府県への要望聴取になることから、それらの内容確定は、諮問・申請手続の後となり、これまで調査計画上、具体的内容が明示されていない



### 【今後の予定】

- 今回の諮問・申請手続の際に、県別項目の設定に当たっての考え方や、過去の設定状況を確認  
今後、県別項目が確定した時点で、追加で申請を求めることを予定

### 【今後の想定スケジュール】

